



令和 7 年度版

周南市の概要



周 南 市 議 会

◎ 地 勢

平成15年4月21日に徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の合併により誕生した周南市は、山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨み、東は下松市、光市、岩国市、西は防府市、山口市、北は島根県吉賀町に接しています。

地形は、南側の海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしています。北側には、緑豊かななだらかな丘陵地と広大な山稜に農山村地帯が散在しており、南側の島しょ部は、瀬戸内海国立公園区域に指定されるなど自然豊かな美しい景観を有しています。

気候は、周防山地以南は温暖少雨の瀬戸内型に、その以北は内陸高地型に属しています。

市域は、東西約37km、南北約39km、面積は656.29km²で、地目別では、山林が約493km²で約75%を占める一方、宅地は、わずか25.5km²で約4%を占めるに過ぎず、土地の一層の有効活用が求められています。



◎ 市 章

平成15年10月22日開催された、周南市誕生記念式典において発表しました。



全国から公募し、応募総数1,802点の作品の中から
山形県の松岡英男さんの作品が選ばれました。
選定委員会によって選ばれた3作品を対象に、
9月1日から9月22日まで市民投票を行い、決定しました。

(市民投票総数8,383票、うち4,252票を得て決定)

周南市の「し」をモチーフに、2市2町の「し」が、海から、山から「元気発信都市」にふさわしく飛び跳ねながら、周南市の未来へ、市民一同がジャンプしているイメージで意気高らかに謳いあげています。

◎ 周南市民憲章 (平成18年4月21日制定)

わたくしたちは 自然と産業が調和した周南市を愛し ともに輝きながら 心豊かに暮らせる
まちをめざし 次のことを誓います

- 1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります
- 1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります
- 1 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります
- 1 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

◎ 市の木・市の花



【市の木：くすのき】

クスノキは、旧2市の「市の木」であったこともあり、市民に親しまれ、樹木の特性として、常緑樹であり、育てやすく、樹勢もよいことから将来にわたり伸び行く周南市にふさわしい木として選定しました。



【市の花：さるびあ】

サルビアは、旧2市の「市の花」であったこともあり、市民に親しまれ、花の特性として、育てやすく、開花の時期が長いので長く楽しめる花であり赤が目立ちきれいで明るい花であることから、周南市にふさわしい花として選定しました。

◎ 姉妹都市

(1) サンベルナルド・ド・カンポ市(ブラジル)

1974年(昭和49年) 4月23日 旧徳山市において姉妹都市提携

2003年(平成15年) 10月22日 姉妹都市再提携

【人 口】約81万人 【面 積】約407km²

【交 通】州都サンパウロ市から約20キロメートル

【都市形態】商工業都市であり、世界各国の自動車メーカーや家具製造業が集積している。

(2) タウンズビル市(オーストラリア)

1990年(平成 2年) 9月30日 旧徳山市において姉妹都市提携

2003年(平成15年) 10月10日 姉妹都市再提携

【人 口】約19万人 【面 積】約3,736km²

【交 通】ブリスベンから飛行機で約2時間、シドニーから飛行機で約3時間

【都市形態】港湾都市であり、農産物の積出港として栄え、公園、街路が整備され、都市形態が本市と似ている。

(3) エームスデルタ市(オランダ)

1990年(平成 2年) 5月22日 旧新南陽市において姉妹都市提携

2006年(平成18年) 7月31日 姉妹都市再提携

2023年(令和 5年) 8月 1日 姉妹都市再提携

【人 口】約4万5千人 【面 積】約364km²

【交 通】アムステルダムから車で約3時間

【都市形態】港湾都市、化学工業都市 岩塩と天然ガスの発見により化学工業を主体とする工業の街として発展した。

自然の良港を有し、都市形態が類似する。

※2021年1月1日デルフザイル市が近隣自治体(アッピンゲダム、ロッパーサム)と合併し、エームスデルタ市に改名



◎ 友好都市

(1) 出水市(鹿児島県)

2008年(平成20年) 11月10日友好都市提携

【人 口】50,872人(令和7年4月1日) 【面 積】約330.06km²

【都市形態】本市と同様にツルの渡来地であり、毎年約1万羽のツルが越冬する。

みかん、植木、養鶏等の農業と、海苔、車えび等の水産業が盛んである。

(2) 萩市(山口県)

2003年(平成15年) 10月22日友好都市提携

【人 口】41,078人(令和7年3月末) 【面 積】約698.31km²

【都市形態】毛利藩政期に形成された城下町のたたずまいが都市遺産として現存している。千石台大根、萩たまげなす、夏みかんなどの農産物や、瀬つきあじ、真ふぐなどの水産物が有名。

◎ 人口

(1) 地区別人口 (令和7年3月31日現在)

区分	人口 (人)			世帯数 (世帯)
	総数	男	女	
本庁 (旧徳山市)	88,776	43,129	45,647	45,479
新南陽総合支所管内	28,673	14,319	14,354	14,092
熊毛総合支所管内	13,967	6,684	7,283	6,672
鹿野総合支所管内	2,501	1,169	1,332	1,465
周南市全体	133,917	65,301	68,616	67,708

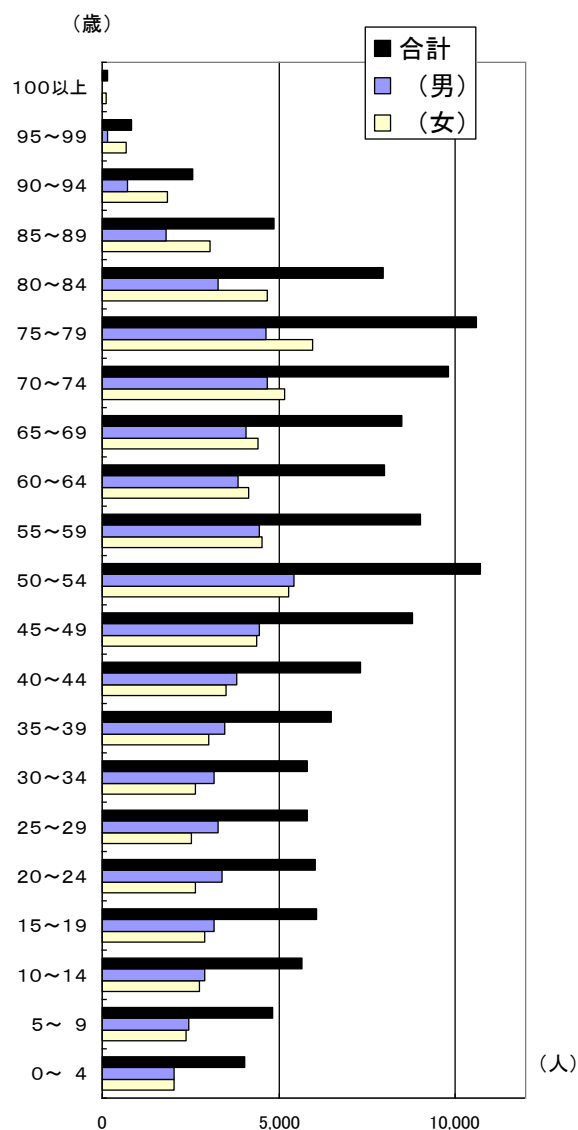
市民課調

(2) 年齢別男女別人口 (令和7年3月31日現在)

	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)
100歳以上	136	14	122
95～99歳	839	151	688
90～94歳	2,579	719	1,860
85～89歳	4,860	1,800	3,060
80～84歳	7,962	3,295	4,667
75～79歳	10,619	4,659	5,960
70～74歳	9,819	4,662	5,157
65～69歳	8,479	4,076	4,403
60～64歳	8,013	3,857	4,156
55～59歳	9,008	4,469	4,539
50～54歳	10,715	5,449	5,266
45～49歳	8,803	4,442	4,361
40～44歳	7,324	3,811	3,513
35～39歳	6,485	3,463	3,022
30～34歳	5,824	3,183	2,641
25～29歳	5,809	3,295	2,514
20～24歳	6,037	3,404	2,633
15～19歳	6,063	3,151	2,912
10～14歳	5,658	2,913	2,745
5～9歳	4,830	2,462	2,368
0～4歳	4,055	2,026	2,029
合 計	133,917	65,301	68,616

市民課調

人口ピラミッド



(3) 産業別就業者数

	令和 2 年	
第1次産業	1, 5 5 6人	2. 5%
第2次産業	1 9, 3 9 1人	3 1. 2%
第3次産業	3 9, 4 3 1人	6 3. 5%
分類不能の産業	1, 7 1 5人	2. 8%
合 計	6 2, 0 9 3人	1 0 0%

令和2年国勢調査

◎ 数字で見た周南市

項 目	件 数	項 目	件 数
出 生 数	7 6 1人 (年間)	保 育 所 ※ 児童数	2 8園(内・私立17園) 2, 0 3 0人
死 亡	2, 1 6 5人 (年間)		
婚姻届出数	4 6 0組 (年間)	幼 稚 園 ※ 児童数	1 5園(内・私立11園) 1, 2 6 3人
離婚届出数	1 6 6組 (年間)		
転 入	4, 5 0 1人 (年間)	認定こども園 ※児童数	5園 (内: 私立4園) 4 2 5人
転 出	4, 4 9 5人 (年間)		
昼間人口	1 4 2, 7 7 9人	小 学 校 ※ 児童数	3 4校 6, 1 5 1人
常住人口	1 3 7, 5 4 0人		
選挙人名簿登録者 (男) 5 5, 2 3 0人 (女) 5 9, 1 8 7人		中 学 校 ※ 生徒数	1 7校(内・私立 1校) 3, 3 6 9人
		高 等 学 校 ※ 生徒数 (定時制含む)	6校(内・私立 1校) 2, 9 2 2人
火災発生件数	5 4件 (年間)	病 院 数	1 4施設
救急出場件数	7, 9 9 6件 (年間)	一般診療所数	1 1 0施設
図書館所蔵資料数	7 5 0, 0 4 7冊	歯科診療所数	5 8施設

※出生数、死亡、婚姻届出数、離婚届出数、転入、転出：「市 市民課」 (令和7年3月31日)

昼間人口、常住人口：令和2年国勢調査

選挙人名簿登録者：山口県ホームページ「選挙管理委員会事務局」 (令和7年3月登録日現在)

火災発生件数、救急出場件数：市消防年報 (令和5年中) 図書館所蔵資料数：市中央図書館 (令和6年3月31日)

保育所数・認定こども園数 (令和6年4月1日)、幼稚園数 (令和6年5月1日)：「市こども保育課」

小学校、中学校、高等学校：令和6年学校基本調査 (令和6年5月1日)

病院数、一般診療所数、歯科診療所数：令和5年山口県保健統計年報

◎ 職 員 数 (令和7年4月1日現在)

区 分	職員数 (人)	条例定数 (人)
市長部局	9 3 7	9 6 1
議会事務局	1 0	1 1
選挙管理委員会	5	6
監査事務局	5	7
公平委員会	(兼務)	1
農業委員会	6	6
教育委員会	8 2	1 0 7
消防機関	2 0 6	2 2 2
上下水道局	9 9	1 1 3
ボートレース事業局	1 9	2 1
合 計	1, 3 6 9	1, 4 5 5

人事課調

※なお、周南市職員定数条例第4条に規定する職員（休職、育児休業、派遣職員等）は、定数外とすることができる。

◎ 給 与 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職の初任給

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
給料月額 (円)	2 2 5, 6 0 0	2 1 0, 6 0 0	1 9 4, 5 0 0

人事課調

② 特別職の給料月額

職 名	給料月額 (円)
市 長	9 7 0, 0 0 0
副市長	7 9 0, 0 0 0
常勤監査委員	5 8 5, 0 0 0
上下水道事業管理者	6 9 0, 0 0 0
モーターボート競走事業管理者	6 9 0, 0 0 0
教育長	6 9 0, 0 0 0

周南市市長等の給与に関する条例

◎ 合併までの経緯

年 月		内 容
昭和61年	3月	● 4市の3月議会で一斉に合併問題が取り上げられた。
昭和62年	4月	● 徳山J Cが「周南都市構想実行委員会」を設置。
	6月	● 周南地域選出の県議会議員9名で構成する「周南合体研究会」が発足し、地域内の各界各層代表者との意見交換等を開催。
昭和63年	11月	● 徳山J Cがオピニオンリーダーを対象に意向調査を実施し、結果を発表。
平成元年	10月	● 徳山J Cが周南合併への提言書「周南都市構想に向けての行動指針」と、下松、光J Cの協力で作成したビジョンを発表。
平成2年	5月	● 徳山市、下松市、光市の企画担当部課長で構成する「周南都市合併調査研究会」を設置し、各市町の行政の現状調査を開始。
平成3年	4-6月	● 新南陽市、大和町、田布施町、鹿野町、熊毛町が「周南都市合併調査研究会」に参加。4市4町の組織となる。
	8月	● 「周南都市合併調査研究会」が「合併現況調査資料」を公表。
平成4年	3月	● 周南都市合併調査研究会が「周南地区合併都市ビジョン」を公表（新南陽市、田布施町を除き、3市3町は要約版を全戸配布）。 ● 新南陽市で合併による同市のメリット・デメリットを独自に調査した「周南合併に関する調査報告書」を公表（11月に概要版を全戸配布）。
	8-9月	● 4市4町の全高校生を対象に、周南の魅力等についてアンケートを実施。
	11月	● 周南合体研究会に、熊毛郡選出の県議会議員2名がオブザーバーとして参加。
平成5年	2月	● 周南合体研究会が開催され、4市4町の議長と意見交換。
	4月	● 徳山市の民間団体の代表者からなる「徳山市中核都市づくり協議会」が発足。
	8月	● 下松市の民間団体の代表者からなる「下松市中核都市づくり協議会」が発足。
平成6年	3月	● 下松市中核都市づくり協議会が、下松市長、市議会議長に「中核都市づくりに関する提言」を提出。
平成7年	1月	● 周南4市4町の首長による「周南地域中核都市推進協議会」設立。
	3月	● 4市4町を「周南地方拠点都市地域」に指定。
	6月	● 「周南合体促進協議会」（周南合体研究会が改称）が合併早期実現を要請。
	11月	● 徳山、下松、光の3J Cが共同で4市4町の首長に対し、周南合併に対する公開質問状を提出。
平成8年	1月	● 周南合体促進協議会が、4市4町の市町長、市町議会議長との懇談会を開催し、平成13年1月までの合併に向けての努力と取り組みを要請。
	2月	● 徳山市中核都市づくり協議会が、徳山市長と議長へ「合併早期実現の要望書」を提出。
	3月	● 徳山、下松、光の3J Cが、4市4町へ「合併促進の要望書」を提出。
	12月	● 「新南陽市中核都市づくり協議会」が発足。

年 月		内 容
平成 9 年	2 月	● 徳山、下松、新南陽市の民間の横断的推進組織「周南中核都市づくり協議会」が発足し、徳山、下松、新南陽の市長、議長へ合併推進の要望書を提出。
	3 月	● 「周南中核都市づくり協議会」が県、光市、4 町へ報告と協力の要請。
	6 月	● 徳山、下松、新南陽市の議長・副議長が「周南市議会合併問題研究会」を発足。
	7 月	● 3 市 2 町で周南合併推進協議会を設立。
平成 10 年	3 月	● 周南合併推進協議会が「3 市 2 町まちづくり構想骨子」を発表。
	12 月	● 周南合併推進協議会が「3 市 2 町まちづくり構想」を発表。概要版を 3 市 2 町の全戸に配布。 ● 徳山市、下松市、新南陽市で、それぞれ合併協議会の設置議案を可決。
平成 11 年	1 月	● 徳山市・下松市・新南陽市合併協議会を設立。
	6 月	● 徳山市、下松市、新南陽市、熊毛町、鹿野町で、それぞれ熊毛町、鹿野町が合併協議会へ加入する議案を可決。
	7 月	● 熊毛町、鹿野町が加入し、徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会に改称。
平成 11 年 1 月～平成 14 年 1 月まで協議会を 19 回開催。 第 19 回合併協議会では、下松市長等が欠席する中、21 協定項目すべての協議調整を終了。		
平成 14 年	4 月	● 熊毛町の住民団体が先行合併の是非を問う住民投票を求めて署名を提出。 ● 法定協の設置に向け事前協議組織「2 市 2 町合併協議会設立会議」が発足。
	5 月	● 熊毛町議会が住民投票条例案を否決。 ● 各市議会で 2 市 2 町法定協設置議案を可決。
	6 月	● 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を設立。 平成 14 年 6 月～平成 14 年 8 月まで協議会を 7 回開催。 22 協定項目すべての協議調整を終了。
	7 月	● 熊毛町の 2 住民団体が町議会解散を求め署名提出。
	8 月	● 熊毛町選管が議会解散住民投票の実施を決定。
	9 月	● 2 市 2 町議会で合併議決。
	10 月	● 県知事へ合併申請。 ● 熊毛町は住民投票で町議会解散決定。
	11 月	● 熊毛町議選で、合併賛成派が過半数の 10 議席を獲得。
	12 月	● 県議会で議決、知事の決定。
	2 月	● 総務大臣が 2 市 2 町の合併を告示。
	4 月	● 21 日に「周南市」誕生。
平成 15 年		

◎ 第3次周南市まちづくり総合計画

■位置付け（根拠）

周南市総合計画策定条例第4条により規定

市長は、基本構想を策定するときは、地方自治法第96条第2項の規定により、周南市まちづくり総合計画審議会の答申の後に議会の議決を経て策定するものとする。

■総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成。

○基本構想

中長期的な見通しのもと進めていくまちづくりの基本理念やまちの将来像を示すもの。令和7年度～令和16年度の10年間を計画期間としている。（議会での議決対象）

○基本計画

基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性を示すもの。令和7年度～令和11年度を前期、令和12年度～令和16年度を後期基本計画としており、前期、後期各5ヶ年により構成。

○実施計画

基本計画に従って施策を実現するための、向こう3年間の主な事業および財政計画を示すもの。社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、毎年度見直しを行う。

■基本構想：計画期間（令和7年度から令和16年度）

○まちづくりの基本理念

将来世代へ 責任あるまちづくり

○まちの将来像

未来を歩む 生命力 満ちるまち

■基本計画（前期基本計画）：計画期間（令和7年度から令和11年度）

前期基本計画では、まちづくりの各分野に掲げる施策を次の2つの大きな方向性に整理し、共通の目的や使命を持つものを「施策の束」として連携させることで相乗効果を高めていくとしている。

○まちの強み進化戦略

まちの将来像へアプローチするための本市独自の手法であり、強みごとに、「進化させる」「育む」「種をまく」の3つに分類し、取組を進め、次のステージへ移行させていく。

○市民生活を支える基盤強化

道路や上下水道などのインフラや、保健・福祉、防災・安全など、市民の日常生活になくしてはならない多岐にわたる分野を指します。満足度の高い先進的な行政サービスを提供することで、市民生活を支える基盤を強化していく。

■策定の経緯

- 令和5年度に実施した「市民アンケート調査」を踏まえ、令和6年3月に策定主体として庁内に設置した「総合計画策定本部」（本部長：市長）において基本構想（素案）を作成。
- 令和6年3月～9月にかけて、周南市まちづくり総合計画審議会において、基本構想（素案）及び基本計画（素案）を諮問し、全体会・部会で審議。答申をふまえて素案を修正。
- 令和6年8月～10月の議会における「まちづくり総合計画策定に関する特別委員会」、令和6年10月の「第3次周南市まちづくり総合計画に関する決議」を受け、素案を修正。
- 令和6年10月～11月に、素案のパブリックコメントを実施し、素案を修正。
- 令和6年12月議会にて、基本構想の策定について議決。
- 令和7年3月に前期基本計画を策定。





◎ 議員構成

任 期：令和6年6月20日～令和10年6月19日

定 数：条例定数 30名

現 員 29名（男性23名・女性6名）

◎ 会派構成

（令和7年6月24日現在）

会派名	議員数	会派名	議員数
志高会	7人	輝	3人
自由民主党周南	6人	市民の会	2人
公明党	4人	日本共産党	2人
未来ラボ	4人	（※会派に属さない議員1人）	

◎ 年齢別議員数

（令和7年6月24日現在）

年齢	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79
人数	2人	5人	7人	8人	7人

※平均年齢 59歳 最年少 37歳 最年長 79歳

◎ 委員会構成

（令和7年6月24日改正）

名 称（定数）	所 管
企画総務委員会 （10人）	総務部、企画部、財政部、地域振興部、文化スポーツ観光部、会計管理者、ボートレース事業局、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項（予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）
教育福祉委員会 （10人）	福祉部、こども未来部、健康医療部及び教育委員会の所管に属する事項（予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）
環境建設委員会 （10人）	環境生活部、産業振興部、建設部、都市整備部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項（予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）
予算決算委員会 （13人）	予算及び決算に関する事項
議会広報委員会 （7人）	議会だよりの編集に関する事項、議会広報に関する事項

◎ 特別委員会

名 称（定数）	目 的
議会改革特別委員会 （13 人） 令和 6 年 7 月 23 日設置	議会改革に関すること

◎ 議会運営委員会（定数 10 人）

※ 委員以外の議員の出席… (1) 議長

(2) 副議長（委員外議員として出席）

(3) 委員を選出しない会派の代表者及び会派に属しない議員は委員外議員として出席するよう務めなければならない。

◎ 仮議会運営委員会

「周南市議会仮議会運営委員会規程」に基づき、議会事務局長が招集し、構成員のうち年長議員が主宰する。

◎ 全員協議会

「周南市議会全員協議会規程」に基づき、議会運営委員会の議決を経て、議長が招集し、主宰する。



議 場

◎ その他の会議

① 会派代表者会議

「周南市議会会派及び会派代表者会議規約」において、会派は2人以上の議員の団体とし、議員定数の1/2以上の議員が所属する会派を交渉会派としている。

また、会派代表者会議の構成員は、議長、副議長及び各交渉会派の代表者として

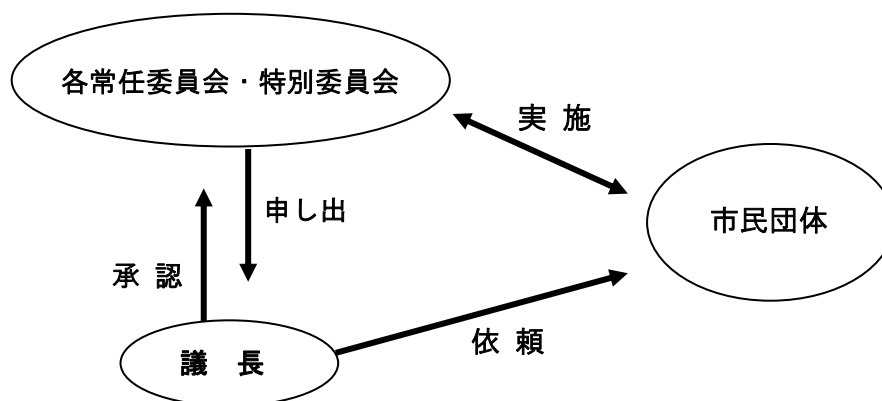
いる。

- 【協議事項】
- (ア) 議会内部の人事に関すること
 - (イ) 会派に関すること
 - (ウ) その他議長が必要と認めたこと

② 委員会懇談会(ミニコン)

市民と議会が懇談することにより自治意識の高揚を図り、議会においても市民が参画する機会を確保し、もって、市民の声を議会活動に生かすことを目的として、各常任委員会または特別委員会において、議案等の審査または所管事務の調査を行うため必要と認める場合に、市民（団体）と懇談会を開催することができる。

ミニコンのしくみ



- ※ 座 長…各委員長
- ※ 時 間…原則2時間以内
- ※ 会 議…公開
- ※ 記 録…要点筆記とし、公開

◆ 委員会懇談会（ミニコン）の開催状況

・徳山駅周辺整備対策特別委員会（議題：徳山駅周辺整備について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 17 年 9 月 20 日	徳山商工会議所（16 人）
平成 17 年 10 月 25 日	徳山女性団体連絡協議会（5 人） 新南陽女性団体連絡協議会（5 人） 周南市身体障害者団体連合会（5 人）
平成 17 年 11 月 22 日	周南青年会議所（8 人） 徳山商店連合会協同組合青年部（6 人）
平成 18 年 1 月 19 日	須々万地区自治会連合会（1 人） 須金地区自治会連合会（1 人） 中須地区自治会連合会（1 人） 長穂地区自治会連合会（1 人） 新南陽自治会連合会和田支部（1 人） 熊毛町商工会（3 人） 鹿野自治会連合会（6 人）

・健康福祉委員会（議題：小児医療の充実について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 18 年 11 月 28 日	徳山医師会（8 人） 徳山歯科医師会（3 人）

・環境教育委員会（議題：武道館を初めとする体育施設整備について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 19 年 10 月 12 日	周南市武道連盟（21 人）

・企画総務委員会（議題：新庁舎についての調査・研究）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 24 年 10 月 15 日	周南市自治会連合会（11 人）
〃	周南市女性団体連絡協議会（11 人）
〃	周南青年会議所（11 人）

- ・企画総務委員会（議題：周南市における観光の課題と展望について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 26 年 1 月 15 日	周南観光コンベンション協会（11 人）

- ・環境建設委員会（議題：商店街の活性化について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 26 年 2 月 5 日	㈱まちあい徳山（6 人）

- ・議会運営委員会（議題：魅力ある地方議会のあり方について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 26 年 2 月 12 日	徳山大学学生（13 人） 徳山高専生（1 人）

- ・企画総務委員会（議題：周南市における今後のイベントのあり方について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 27 年 2 月 9 日	周南観光コンベンション協会（10 人）

- ・教育福祉委員会（議題：病院間の連携の現状と課題について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 27 年 2 月 19 日	徳山医師会（8 人）

- ・公共施設再配置及び新庁舎建設に関する特別委員会

（議題：鹿野地区の公共施設について）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 29 年 2 月 17 日	鹿野自治会連合会（5 人） 明るく元気な鹿野をつくる会（1 人） 鹿野町商工会（1 人）

・ 中心市街地活性化対策特別委員会

（議題：新徳山駅ビルを生かした中心市街地の新たなまちづくりについて）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 30 年 2 月 19 日	中心市街地活性化協議会タウンマネジメント 会議（11 人）

・ 教育福祉委員会（議題：口腔機能の維持・向上を通じた健康な身体作りについて）

開催日	出席団体（出席人数）
平成 30 年 10 月 12 日	徳山歯科医師会（6 人）

・ 議会だより編集委員会（議題：市民に親しまれる議会だよりについて）

開催日	出席団体（出席人数）
令和 2 年 1 月 28 日	徳山高等学校生徒（2 人） 桜ヶ丘高等学校生徒（2 人） 新南陽高等学校生徒（2 人） 熊毛北高等学校生徒（2 人） 南陽工業高等学校生徒（2 人） 徳山商工高等学校生徒（2 人）

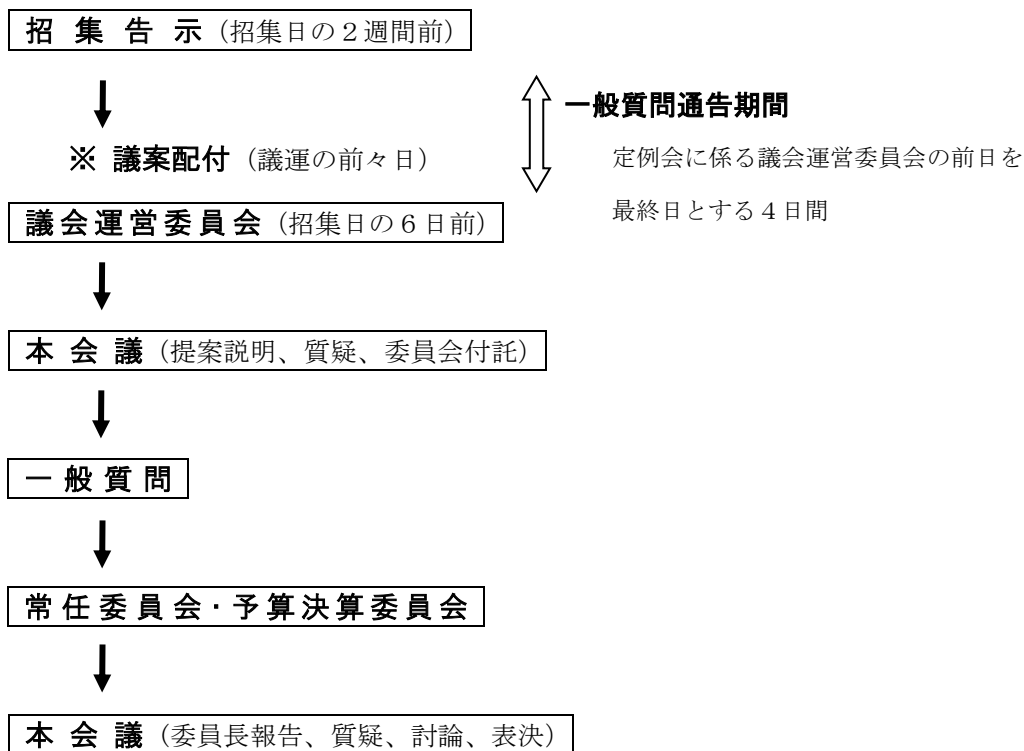
・ 周南緑地体育施設等整備に関する調査特別委員会

（議題：周南緑地のスポーツ施設整備等について）

開催日	出席団体（出席人数）
令和 4 年 5 月 17 日	公益財団法人周南市体育協会（7 人）

◎ 議会運営

(1) 定例会の流れ



(2) 本会議の会議時間 午前9時30分からとする。

(3) 質 疑

- ① 同一議員につき、同一項目について3回までとしている。
- ② 所属する委員会にかかる案件の質疑は、可能な限り控えている。
- ③ 予算及び決算に対する質疑は、大綱質疑としている。
- ④ 予算決算委員会における審査の状況は各会派で徹底し、委員長報告に対する質疑は報告に誤りがある場合のみとしている。

(4) 会派質問

- ① 実施時期……………3月定例会及び所信表明がある定例会。
- ② 質問の内容……………施政方針及び新年度予算（所信表明及び市長就任後の補正予算）に対する質問、一般質問。
- ③ 質問をする者……………会派の所属議員全員ができるものとする。
- ④ 持ち時間……………1会派当たり答弁時間も含め、40分に会派の人数を掛けたものを質問時間の限度とする。会派に属さない議員は40分を限度とする。
- ⑤ 質問の順番……………大きい会派順とする。（人数が同じ場合は、くじで決める。）
- ⑥ 質問の場所……………質問席で行い、理事者は自席から答弁する。
- ⑦ 通告書の受付……………一般質問は告示日の翌日から招集日の8日前の議案配付日まで。
当初予算（市長就任後の補正予算）に対する質問は議案配付日から

定例会に係る議会運営委員会の前日まで。施政方針（所信表明）に対する質問は通告制なし

- ⑧ 資料請求……………行わない。

(5) 一般質問

- ① 通告書の受付……………定例会に係る議会運営委員会の前日を最終日とする４日間。受付時間は、８時３０分から１６時まで。ただし、受付最終日に限り正午まで。
- ② 質問時間……………１議員当たり６０分（答弁時間を含む。）
- ③ 発言の順位……………受付順
- ④ 質問場所・方法……………質問席で行い、理事者は自席から答弁する。原則一問一答方式とし総括質問方式もできることとする。
- ⑤ 関連質問……………認めていない。

※代表質問制は採用せず、すべて一般質問としている。

◆ 一般質問の実績 （令和６年）

	質問人数	総質問時間	一人当たり質問時間
第１回定例会（３月）	２９人	１８時間５５分	３９．１分
第２回定例会（６月）	２７人	１７時間３８分	３９．１分
第３回定例会（９月）	２４人	１７時間２２分	４３．４分
第５回定例会（１２月）	２２人	１６時間０２分	４３．７分
合 計	１０２人	６９時間５７分	４１．１分

一般質問については、４日間の日程で行っている。

(6) 予算決算の審査方法

予算及び決算は、すべての会派から選出した委員で構成する「予算決算委員会」（委員の差しかえ可能）で審査する。

- ① 委員定数等……………ドント方式により一般会派から１人選出できるまでの人数とする。会派に属さない議員は、委員外議員として扱う。
- ② 委員の差しかえ……………３常任委員会（教育福祉委員会、環境建設委員会、企画総務委員会）の所管ごと及び討論・表決の前とし、討論・表決の後に当初選任の委員に戻す。
- ③ 審査時期……………３常任委員会の終了後に委員会を開催する。

◎ 活動状況

(1) 令和6年 本会議開催状況

会 期	会期 日数	本会議 日数	議案提 出件数	請願陳 情件数	会議時間 (時間：分)	傍聴 者数
第1回定例会 (2.20～3.15)	25	6	47	2	26:08	32
第2回定例会 (6.24～7.23)	30	7	24	1	22:58	51
第3回定例会 (9.2～9.19)	18	6	37	—	23:46	40
第4回臨時会 (10.30～10.31)	2	2	5	—	2:03	—
第5回定例会 (12.3～12.20)	18	6	32	—	20:02	34
合 計	93	27	145	3	94:57	157

(2) 令和6年 委員会開催状況

※ () 内はうち閉会中の開催日数

委員会名	開催回数	会議時間
企画総務委員会	13 (5)	9 : 54
教育福祉委員会	11 (2)	9 : 46
環境建設委員会	12 (5)	10 : 05
予算決算委員会	21 (8)	60 : 24
議会だより編集委員会	17 (12)	6 : 34
議会運営委員会	20 (9)	7 : 15
公益財団法人周南市文化振興財団における 不祥事に関する調査特別委員会	4 (3)	4 : 11
周南市市民館跡地の利活用に関する調査 特別委員会	4 (3)	5 : 32
周南市市民館跡地の施設建設計画に関する調査 特別委員会	3 (1)	2 : 51
まちづくり総合計画策定に関する特別委員会	8 (3)	18 : 34
議会改革特別委員会	5 (3)	4 : 44
合 計	118 (54)	139 : 50

(3) 意見書・決議議決状況

【平成 15 年】

- ・ 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書（第 2 回定例会）
- ・ 道路整備の推進を求める意見書（第 2 回定例会）

【平成 16 年】

- ・ 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書（第 4 回定例会）
- ・ 道路整備の推進を求める意見書（第 4 回定例会）
- ・ 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（第 5 回定例会）
- ・ 郵政事業の改革に関する意見書（第 5 回定例会）
- ・ 平成 17 年度地方交付税所要総額確保に関する意見書（第 7 回定例会）
- ・ B S E 対策におけるアメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書（第 7 回定例会）

【平成 17 年】

- ・ 非核平和都市宣言に関する要望決議（第 2 回定例会）
- ・ 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（第 3 回定例会）
- ・ 地方議会制度の充実強化に関する意見書（第 3 回定例会）
- ・ 道路整備の推進を求める意見書（第 3 回定例会）
- ・ 自治体病院の医師確保対策を求める意見書（第 5 回定例会）
- ・ 議会制度改革の早期実現に関する意見書（第 7 回定例会）
- ・ 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書（第 7 回定例会）

【平成 18 年】

- ・ 道路整備財源の確保を求める意見書（第 1 回定例会）
- ・ 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（第 2 回定例会）
- ・ 「公契約法」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（第 2 回定例会）
- ・ 障害者自立支援法の施行に伴う要望決議（第 4 回定例会）

【平成 19 年】

- ・ 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（第 1 回定例会）
- ・ 年金問題の責任と原因を究明し、すべての被害者への救済を求める意見書（第 2 回定例会）
- ・ W T O ・ F T A 交渉等に関する意見書（第 3 回定例会）
- ・ 小中学校屋内体育施設及び校舎の改築についての要望決議（第 3 回定例会）
- ・ 道路整備財源の確保を求める意見書（第 3 回定例会）
- ・ 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書（第 5 回定例会）

- ・療養病床の廃止・削減計画の見直しなど、安心安全な医療を保障するための諸施策を行うことを求める意見書（第５回定例会）

【平成 20 年】

- ・生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書（第４回定例会）
- ・新たな過疎対策法の制定に関する意見書（第４回定例会）
- ・社会保障関係費の２，２００億円削減方針の撤回を求める意見書（第６回定例会）

【平成 21 年】

- ・電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（第１０回定例会）

【平成 22 年】

- ・核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（第１回定例会）
- ・核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する要望決議（第１回定例会）
- ・子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める意見書（第１回定例会）
- ・廃棄物の不法投棄防止施策の推進に関する要望決議（第２回定例会）
- ・中国山東省シ博市との友好都市提携に関する要望決議（第３回定例会）
- ・山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担導入の撤回を求める意見書（第６回定例会）
- ・「小さな親切」推進都市宣言に関する要望決議（第６回定例会）

【平成 23 年】

- ・周南市防災行政無線施設整備の調査に関する決議（第１回臨時会）※
- ・環太平洋連携協定（ＴＰＰ）への拙速な交渉参加表明に反対する意見書（第２回定例会）
- ・防災行政無線施設整備に関する要望決議（第２回定例会）
- ・上関原子力発電所建設計画に関する意見書（第３回臨時会）
- ・ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（第５回定例会）
- ・（仮称）学び・交流プラザ整備事業に関する要望決議（第５回定例会）
- ・地方財政の充実・強化を求める意見書（第６回臨時会）
- ・周南市財政問題に関する要望決議（第６回臨時会）
- ・防災行政無線施設整備工事にし、責任の明確化を求める要望決議（第７回定例会）
- ・「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書（第７回定例会）

※ この決議により、周南市防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会に地方自治法第１００条第１項、第５項及び第１０項並びに同法第９８条第１項の権限が委任された。
また、平成２２年度における調査経費は６００万円以内とした。

【平成 24 年】

- ・ 議会が実施した行政評価に関する決議（第 7 回臨時会）
- ・ 近鉄松下百貨店テナント事業者等出店支援補助金に対する要望決議（第 9 回定例会）
- ・ 生活排水の処理に関する要望決議（第 9 回定例会）

【平成 25 年】

- ・ （仮称）周南市公共施設再配置計画（案）に関する要望決議（第 1 回臨時会）
- ・ 地方税財源の充実確保を求める意見書（第 6 回定例会）
- ・ 議会が実施した行政評価に関する決議（第 7 回臨時会）
- ・ 新庁舎に関する決議（第 8 回定例会）
- ・ 公共施設再配置計画策定に関する要望決議（第 8 回定例会）

【平成 26 年】

- ・ ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（第 3 回定例会）
- ・ 労働者の雇用の安定を求める意見書（第 3 回定例会）
- ・ 手話言語法の制定を求める意見書（第 5 回定例会）
- ・ 議会が実施した行政評価に関する決議（第 6 回臨時会）
- ・ 第 2 次周南市まちづくり総合計画に関する決議（第 6 回臨時会）
- ・ 地方公共団体金融機構納付制度の廃止に関する意見書（第 8 回定例会）
- ・ おたふくかぜワクチン・B 型肝炎ウイルスワクチン・ロタウイルスワクチンの定期接種化を求める意見書（第 8 回定例会）

【平成 27 年】

- ・ 子育て支援に対する要望決議（第 3 回定例会）
- ・ 議会が実施した行政評価に関する決議（第 4 回臨時会）
- ・ 周南市総合戦略に関する決議（第 4 回臨時会）

【平成 28 年】

- ・ 議会が実施した行政評価に関する決議（第 6 回臨時会）

【平成 29 年】

- ・ 周南市徳山駅前賑わい交流施設に掲げる名称決定の経緯について説明責任を果たし、謝罪を求める決議（第 4 回定例会）
- ・ 「地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正案」の慎重な取り扱いを求める意見書（第 4 回定例会）
- ・ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく補助率のかさ上げ措置の継続及び道路財源の安定的確保を求める意見書（第 6 回定例会）

【平成 31/令和元年】

- ・ 指定管理者制度に関する決議（第 4 回定例会）
- ・ 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（第 4 回定例会）
- ・ 実効的な野犬対策を求める決議（第 4 回定例会）
- ・ 第 2 次周南市まちづくり総合計画後期基本計画に関する決議（第 8 回定例会）

【令和 2 年】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（第 7 回定例会）
- ・ 第 2 期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する決議（第 7 回定例会）

【令和 3 年】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策への事業者支援を求める決議（第 4 回定例会）
- ・ 公立大学法人周南公立大学の開学に関する要望決議（第 6 回臨時会）
- ・ コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（第 7 回定例会）
- ・ 徳山大学公立化に対し市民の意見を取り入れる機能を高めることを求める決議（第 8 回臨時会）
- ・ シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（第 10 回定例会）

【令和 4 年】

- ・ ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議（第 2 回定例会）
- ・ 執行部として責任を持った提案を求める決議（第 7 回定例会）

【令和 5 年】

- ・ J R 徳山駅への新幹線のぞみ号停車本数の増便を求める要望決議（第 2 回定例会）

【令和 6 年】

- ・ 周南市文化振興財団における不祥事への対応を求める決議（第 1 回定例会）
- ・ 第 3 次周南市まちづくり総合計画に関する決議（第 4 回臨時会）
- ・ 公営競技納付金制度の廃止に関する意見書（第 5 回定例会）

◎ 議会費予算等

(1) 令和7年度当初予算

(単位：千円)

項 目	予 算 額
報酬	1 6 3, 9 6 8
給料	4 4, 0 1 4
職員手当等	8 2, 2 8 9
共済費	5 7, 6 7 2
報償費	5 0
旅費	1 2, 2 8 0
交際費	3 0 0
需用費	2, 3 6 9
役務費	1, 4 3 9
委託料	1 6, 7 3 3
使用料及び賃借料	4, 0 7 5
負担金補助及び交付金	1 1, 2 4 2
議 会 費 合 計	3 9 6, 4 3 1

(2) 議員報酬

区 分	報酬額（月額）
議長	5 4 5, 0 0 0 円
副議長	4 7 5, 0 0 0 円
議員	4 4 5, 0 0 0 円
委員長の職にある者（議員報酬とは別に）	1 5, 0 0 0 円
副委員長の職にある者（議員報酬とは別に）	8, 0 0 0 円

※但し、月の途中でその職に就任または退任した場合は日割り計算とする。

(3) 議員期末手当 (加算率 20%)

6 月	12 月	合 計
172.5/100	172.5/100	345/100

(4) 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）行政視察旅費

上限額は定めず、上限日数2泊3日とする。

※予算決算委員会については、基本的に視察は行わない。

(5) 費用弁償

区分	航空賃・鉄道賃・船賃・車賃	宿泊手当	宿泊費
議長	旅費条例における特別職の支給	2,400 円／泊	実費額（上限付き）
議員	の例により算出した額		

※ 本会議・委員会出席時の費用弁償

私用車利用は 1 kmにつき 37 円、バス・鉄道利用は実費を支給する。

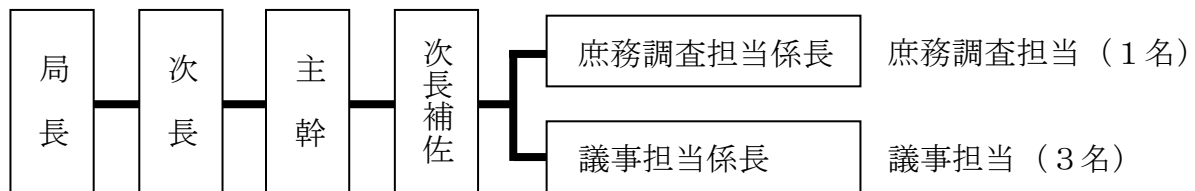
(6) 政務活動費（会派を対象に年間分を一括交付）

- ・ 1 人当たり月額 25,000 円（年間 30 万円）
- ・ 平成 23 年度より政務活動費使途基準運用指針を策定し、運用している。

◎ 議会事務局

職員数 10 人

（令和 7 年 4 月 1 日現在）



◎ 広報・記録

(1) 議会だより

発行回数 年 4 回（定例会毎） 発行部数 58,000 部

(2) 本会議録及び委員会の記録

全文筆記とし、ホームページで公開

※ 平成 17 年 5 月より会議録検索システム導入

(3) 放 映

CATV で市内全域に放映

生 中 継 … 本会議及び議場で開催される会議（全員協議会等）

録画放映 … 一般質問録画番組及び委員会録画番組

インターネット配信

生 中 継 … 本会議及び議場で開催される会議（全員協議会等）

録画配信 … 原則 3 日後に閲覧可能

(4) その他

文字放送 … 議会開会 1 週間前からコミュニティチャンネルで審議日程を放映

◎ 視察受入

周南市議会では、全国の議会からの行政視察の受け入れを積極的に行っている。

主な視察項目

視 察 項 目
・ 徳山駅前賑わい交流施設
・ 公共施設再配置の取り組み
・ 水素利活用の取り組み
・ 徳山駅周辺官民連携管理運営事業
・ 部活動の地域移行
・ 周南公立大学
・ 道の駅ソレーネ周南

■視察の様子



座学



徳山駅前賑わい交流施設



道の駅ソレーネ周南



周南公立大学

期待される効果 : 市のイメージアップ・経済効果

受 入 実 績 : 46件 342人（令和6年度実績）

◎ 議会解散までの経緯

平成 15 年

4. 21	・ 周南市誕生
5. 13～5. 21	・ 初臨時会、議長に梶山正一氏、副議長に清水靖夫氏
5. 25	・ 市長選投開票、初代市長に旧徳山市長の河村和登氏
6. 23～7. 25	・ 6 月定例会、代表・一般質問に 48 人が登壇
8. 7	・ 第 1 回特別職報酬等審議会（以下「報酬審」という。）
8. 20	・ 第 2 回報酬審
8. 27	・ 第 3 回報酬審
8. 28	・ 報酬審は 1 市 4 報酬制度の現行の通りを答申
9. 9	・ 定例会で議員の報酬について行政報告、「今定例会で報酬条例の一部改正はしない」
9. 16	・ 正副議長が市長に、議会の総意として議員報酬の速やかな一本化を要望
11. 25	・ 執行部が議会運営委員会において報酬条例改正案を説明
11. 28	・ 市長が会見で報酬の一本化を説明
12. 1	・ 12 月定例会が開会、報酬条例改正案が上程
12. 2	・ 本会議で、報酬条例改正案に質疑が集中
12. 6	・ 報酬審の委員 6 人が市長に対し抗議の会見
12. 8	・ 報酬審の委員 6 人が連名で市長に抗議文を手渡す
12. 9	・ 議会解散の是非を問う住民投票の実現に向け市民グループ「周南のよあけを導く会」 発足
12. 15	・ 企画総務委員会で在任特例中は報酬額を 10%減額するという修正を加えて報酬額を 一本化する条例改正案を可決（修正案としてはほかに 28%減額案、期末手当を支給 しない案も提出される）
12. 19	・ 報酬条例改正は企画総務委員会で決定のとおり本会議において、在任特例期間中は 報酬額を 10%減額するという修正を加えて報酬額を一本化する条例改正案が可決 （修正動議として 28%減額案、期末手当を支給しない案も提出される）

平成 16 年

1. 20	・「周南のよあけを導く会」議会解散請求代表者証明書の交付申請
1. 22	・「周南のよあけを導く会」市選管から代表者証明書の交付を受け、署名活動開始
2. 22	・「周南のよあけを導く会」署名活動終了
2. 24	・政治倫理条例制定特別委員会を設置
2. 27	・「周南のよあけを導く会」署名簿（70,915 人分）を選管に提出 （平成 15 年 12 月 1 日有権者数 127,168 人）
3. 18	・選管、有効総数を 65,048 人と告示
3. 19	・選管、署名簿縦覧（25 日まで）
3. 19	・日本共産党周南市議団から自主解散について議長に申し入れ
3. 22	・公明党周南市議団から自主解散について議長に申し入れ
3. 24	・会派代表者会議で自主解散を協議、「対応は個々の議員が判断」
3. 26	・3 月定例会最終日、動議で自主解散決議案提出、賛成 39 票、反対 38 票で否決（記名投票・特別多数議決）、閉会后 13 名の議員が辞職願を提出
	・9 名の辞職願を許可
3. 31	・1 名の辞職願を許可
4. 1	・3 名の辞職願を許可
4. 3	・「周南のよあけを導く会」議会解散請求本請求、議会解散を問う住民投票は、4 月 26 日告示、5 月 16 日投開票、議会の弁明書締切りは 4 月 23 日と決定
4. 8	・会派代表者会議で議会弁明書のとりまとめ断念、19 日までに必要議員が議長へ提出
4. 21	・臨時会で弁明書可決
4. 23	・選挙管理委員会へ弁明書提出
4. 26	・周南市議会解散の是非を問う住民投票告示
5. 16	・周南市議会の解散投開票（投票率 46.55%、賛成 52,120 票、反対 5,504 票）解散
6. 20	・市議会議員一般選挙で 34 人の議員が当選

◎ 議会改革の取り組み

周南市議会は、2年間の在任特例により78人の議員でスタートしたが、議員報酬問題に端を発した住民からの議会解散請求により、平成16年5月16日解散した。

その後、6月20日の出直し選挙により新たに34人の議員が選ばれ、議会改革の取り組みをスタートさせた。

《キーワードは公開・対話》

(1) 議長立候補制の導入（平成16年7月～平成24年6月）

議員全員協議会を公開で開催し、議長立候補者は3分～5分程度で議会運営に対する所信を表明とともに、議長候補者の推薦者についても3分以内で発言を認める。平成17年6月からは副議長も立候補制を導入する。ただし、平成25年6月以降は実施していない。

(2) 政治倫理条例制定特別委員会の設置（平成16年7月～平成17年6月までの1年間）

政治倫理条例制定特別委員会を設置し、合計16回の委員会を開催して「周南市政治倫理条例」が制定、10月1日より施行となり、議長・副議長の資産公開、議員の所得等報告書の提出が義務付けられた。

(3) 議会改革特別委員会の設置（平成16年7月～平成17年6月までの1年間）

議会改革特別委員会を設置し、合計15回の委員会を開催し、「開かれた議会をめざして」として11項目、「議員の資質向上をめざして」として10項目のテーマについて協議検討した。

検討の結果、①ホームページの充実、②本会議傍聴席のテレビモニターの設置、③議会だよりの見直し、④委員会のケーブルテレビ中継の4項目について、実施に向けて取り組むことが決定した。

(4) 市議会ホームページ・議会だよりのリニューアル（平成17年8月）

(5) 委員会懇談会（ミニコン）制度の創設・開催（平成17年8月～）

市民の声を議会活動に生かしていくことなどを目的に市民と議会（議員）が懇談する委員会懇談会（ミニコン）をスタートさせた。

(6) 議員研修会を公開で開催（平成18年2月～）

議会の執行機関に対する監視機能の充実や政策立案能力の強化等に資するため、講師を招き議員研修会の開催をはじめた。

(7) 携帯サイトをオープン（平成18年3月～）

携帯電話で見ることのできる議会の携帯サイトを立ち上げた。

(8) 会議録検索システムの導入（平成18年5月～）

インターネット上で本会議録、委員会記録等の検索を可能とした。

(9) ケーブルテレビでの委員会放映をスタート（平成18年6月～）

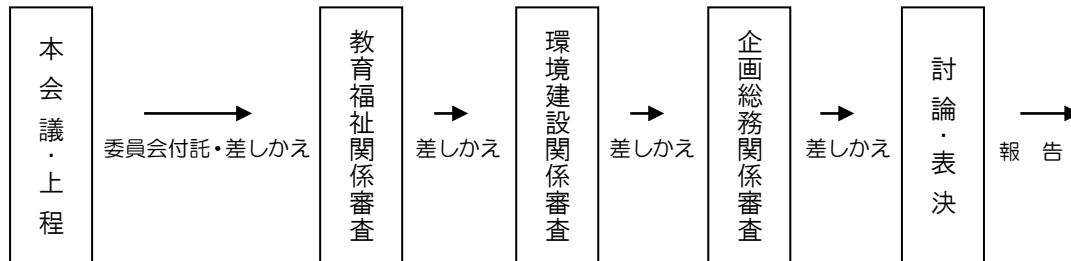
定例会における3常任委員会の審査状況を2時間番組にまとめ、放映を開始した。

(10) 委員の差しかえを可能とした予算の審査をスタート（平成１９年６月～）

地方自治法の一部改正（第１０９条第２項、平成１８年度改正）もあり、平成１９年６月からすべての議員が審査にかかわれるよう、各常任委員会の所管ごとに委員の差しかえを可能とする予算（決算）特別委員会方式を試行、９月定例会から本実施した。

その後、平成２１年６月から予算決算常任委員会方式へ移行した。

予算決算委員会の審査の流れ



※ 委員の差しかえは、事前に議長へ差しかえ予定表を提出する。

ただし、緊急の場合に限り、審査に入る前までであれば委員の差しかえを認める。

(11) 議員定数条例を制定・議員定数の見直し（平成２１年６月）

議会運営委員会で協議を重ね、議員定数条例の制定にあわせて、議員定数をこれまでの３４名から４名減の３０名に変更した。（※ 平成２４年６月の一般選挙から適用）

(12) 議場リニューアル（平成２２年２月）

旧庁舎の議場において地上デジタル放送対応のカメラ、マイクユニット等、議場の音響や映像設備の整備を行った。（平成３０年９月定例会から新庁舎の議場を使用している。）

総事業費：２９，５８６，９００円

(13) 旅費条例の見直し（平成２２年４月～）

議員の旅費について、特別車両料金（グリーン料金）の支給を廃止した。

(14) 議長交際費のホームページ公開（平成２２年６月～）

議長交際費の透明性を図るために議長交際費の使途等について市ホームページで公開を開始した。

(15) 政務調査費使途基準運用指針の策定（平成２３年２月）

平成２３年４月１日から、政務調査費の更なる効率的な運用と適正な執行に向けて使用基準運用指針を策定した。（現在は「周南市議会政務活動費使途基準運用指針」を市ホームページで公開している。）

(16) 議案のホームページ公開（平成２３年９月～）

(17) 議会だより編集委員会を常任委員会として設置（平成２４年６月２２日）

(18) **決算審査における議会が行う行政評価の取り組みをスタート**（平成24年7月～平成28年10月）

次年度の予算へ提言をすることを目的として、議会として行政評価を行う取り組みをスタートさせた。

〔方法〕

- ・3 常任委員会及び予算決算委員会で評価を行う事業を3 事業程度抽出する。
- ・決算審査の結果、必要であれば審査報告書に意見を付す。
- ・行政評価の結果から、附帯決議を付す。
- ・行政評価の結果から、附帯決議を要望決議する。（委員会提出議案）

(19) **本会議等のインターネット中継をスタート**（平成24年12月～）

(20) **会派質問制の導入**（平成25年3月～）

本会議における議会と執行部の議論の活性化と、議論の活性化を通じて内容を市民にとってよりわかりやすく具体的なものとするため、施政方針と所信表明が行われる定例会において会派質問制を導入した。

会派質問は、①施政方針または所信表明に対する質問、②新年度予算案または市長就任後の補正予算案に対する質問、③一般質問で構成。（①、②は平成30年3月定例会から質疑を質問に変更）

(21) **こども議会を開催**（平成26年10月～令和5年1月）

周南市の将来を担う子ども達（対象：市内小学6年生）に、まちづくりや議会に関心をもってもらうため、議会と執行部が連携して議場を使用しての「こども議会」の開催を開始した。

(22) **政治倫理条例の一部を改正**（平成27年4月）

条例中の議員及び市長が遵守しなければならない政治倫理基準において、市及び市の出資法人が行う契約等に対する有利な取り計らいなどを禁止しているが、一部改正を行い、この対象に指定管理者を追加した。

(23) **議会だよりの点訳・音訳を開始**（平成27年5月～）

(24) **委員会提出議案として地域医療を守る条例を制定**（平成27年6月）

教育福祉委員会において、本市における地域医療の現状を受け、所管事務調査により執行部から医療現場の状況について聞き取り調査を行い、計11回の委員会協議を重ねた。さらに徳山医師会との委員会懇談会（ミニコン）、医師や看護師、救急救命士等計684名（うち回答者394名）に対するアンケート調査、そしてパブリックコメントなどを経て、委員会提出議案により議会提案による初の政策条例である「周南市の地域医療を守る条例」が制定された。

(25) **政治倫理条例の全部改正**（平成28年6月）

政治倫理条例を制定して10年が経過したことから、政治倫理条例検討特別委員会を設置し、計12回の委員会を開催し、条例の全面的な見直しを行い、全議員に資産等報告書、資産等補充報告書の提出を義務付けた。

(26) **本会議・委員会の傍聴者名簿の廃止**（平成２８年１２月～）

(27) **議会大規模災害対応要綱の策定**（平成２９年２月）

市が災害対策本部を設置した場合、議会においても早急かつ的確な意思決定を行うことで執行部による災害対応を支援するため、議会災害対策会議の設置等を定めた要綱を制定し運用を開始した。

(28) **政務活動費収支報告書等（領収書、報告書）を全てホームページで公開**（平成２９年５月～）

(29) **スマートフォンやタブレット端末でのインターネット中継をスタート**（平成２９年５月～）

(30) **当初予算説明のための全員協議会を開催**（平成３０年２月～）

施政方針と所信表明が行われる定例会における会派質問の新年度予算案または市長就任後の補正予算案に対する議論の活性化を図るため、定例会に先立ち全員協議会による予算説明会を開催することにした。

(31) **議会改革特別委員会の設置**（令和６年７月～）

(32) **議会広報委員会の設置**（令和７年６月～）

「議会だよりの編集に関する事項」「議会広報に関する事項」を所管する議会広報委員会を設置した。

◎ 歴代議長・副議長

(1) 議長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
初	梶 山 正 一	平成 15 年 5 月 13 日	平成 16 年 5 月 16 日
2	兼 重 元	平成 16 年 7 月 9 日	平成 17 年 7 月 11 日
3	古 谷 幸 男	平成 17 年 7 月 11 日	平成 18 年 7 月 11 日
4	古 谷 幸 男	平成 18 年 7 月 11 日	平成 19 年 7 月 11 日
5	古 谷 幸 男	平成 19 年 7 月 11 日	平成 20 年 6 月 19 日
6	福 田 文 治	平成 20 年 6 月 24 日	平成 21 年 6 月 24 日
7	福 田 文 治	平成 21 年 6 月 24 日	平成 22 年 6 月 23 日
8	福 田 文 治	平成 22 年 6 月 23 日	平成 23 年 5 月 27 日
9	米 沢 痴 達	平成 23 年 5 月 27 日	平成 24 年 6 月 19 日
10	米 沢 痴 達	平成 24 年 6 月 22 日	平成 25 年 6 月 24 日
11	米 沢 痴 達	平成 25 年 6 月 24 日	平成 26 年 6 月 24 日
12	米 沢 痴 達	平成 26 年 6 月 24 日	平成 27 年 6 月 24 日
13	米 沢 痴 達	平成 27 年 6 月 24 日	平成 28 年 6 月 19 日
14	兼 重 元	平成 28 年 6 月 22 日	平成 29 年 6 月 22 日
15	小 林 雄 二	平成 29 年 6 月 22 日	平成 30 年 6 月 22 日
16	小 林 雄 二	平成 30 年 6 月 22 日	令和元年 6 月 24 日
17	小 林 雄 二	令和元年 6 月 24 日	令和 2 年 6 月 19 日
18	青 木 義 雄	令和 2 年 6 月 23 日	令和 3 年 6 月 23 日
19	青 木 義 雄	令和 3 年 6 月 23 日	令和 4 年 6 月 23 日
20	土 屋 晴 巳	令和 4 年 6 月 23 日	令和 5 年 6 月 23 日
21	長 嶺 敏 昭	令和 5 年 6 月 23 日	令和 6 年 6 月 19 日
22	福 田 健 吾	令和 6 年 6 月 24 日	令和 7 年 6 月 24 日
23	福 田 健 吾	令和 7 年 6 月 24 日	在任中

(2) 副議長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
初	清 水 靖 夫	平成 15 年 5 月 13 日	平成 16 年 5 月 16 日
2	神 本 康 雅	平成 16 年 7 月 9 日	平成 17 年 7 月 11 日
3	吉 平 龍 司	平成 17 年 7 月 11 日	平成 18 年 7 月 11 日
4	小 林 雄 二	平成 18 年 7 月 11 日	平成 19 年 7 月 11 日
5	森 重 幸 子	平成 19 年 7 月 11 日	平成 20 年 6 月 19 日
6	森 重 幸 子	平成 20 年 6 月 24 日	平成 21 年 6 月 24 日
7	岸 村 敬 士	平成 21 年 6 月 24 日	平成 22 年 6 月 23 日
8	米 沢 痴 達	平成 22 年 6 月 23 日	平成 23 年 5 月 27 日
9	田 村 勇 一	平成 23 年 5 月 27 日	平成 24 年 6 月 19 日
10	西 田 宏 三	平成 24 年 6 月 22 日	平成 25 年 6 月 24 日
11	尾 崎 隆 則	平成 25 年 6 月 24 日	平成 26 年 6 月 24 日
12	田 中 和 末	平成 26 年 6 月 24 日	平成 27 年 6 月 24 日
13	金 井 光 男	平成 27 年 6 月 24 日	平成 28 年 6 月 19 日
14	長 嶺 敏 昭	平成 28 年 6 月 22 日	平成 29 年 6 月 22 日
15	友 田 秀 明	平成 29 年 6 月 22 日	平成 30 年 6 月 22 日
16	尾 崎 隆 則	平成 30 年 6 月 22 日	令和元年 6 月 24 日
17	清 水 芳 将	令和元年 6 月 24 日	令和 2 年 6 月 19 日
18	福 田 健 吾	令和 2 年 6 月 23 日	令和 3 年 6 月 23 日
19	尾 崎 隆 則	令和 3 年 6 月 23 日	令和 4 年 6 月 23 日
20	福 田 健 吾	令和 4 年 6 月 23 日	令和 5 年 6 月 23 日
21	岩 田 淳 司	令和 5 年 6 月 23 日	令和 6 年 6 月 19 日
22	井 本 義 朗	令和 6 年 6 月 24 日	令和 7 年 6 月 24 日
23	井 本 義 朗	令和 7 年 6 月 24 日	在任中

財 政

1 令和7年度当初予算

(1) 会計別予算規模

一般会計	805億9,300万円	(対前年度比10.9%増)
特別会計	313億5,190万8千円	(対前年度比1.3%減)
企業会計	1,084億8,423万6千円	(対前年度比12.9%増)

会計別財政規模比較表

(単位:千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		前年度比較	
	当初予算額 (A)	構成比 %	当初予算額 (A)	構成比 %	増減額 (A) - (B)	増減率 %
1 一般会計	80,593,000	36.6	72,660,000	36.2	7,933,000	10.9
2 特別会計	31,351,908	14.2	31,750,701	15.8	△ 398,793	△ 1.3
(1) 国民健康保険	14,821,696	6.7	15,097,184	7.5	△ 275,488	△ 1.8
(2) 国民健康保険鹿野診療所	79,160	0.0	80,696	0.0	△ 1,536	△ 1.9
(3) 後期高齢者医療	3,227,339	1.5	3,300,503	1.6	△ 73,164	△ 2.2
(4) 介護保険	13,029,504	5.9	13,059,270	6.5	△ 29,766	△ 0.2
(5) 地方卸売市場事業	164,301	0.1	183,732	0.1	△ 19,431	△ 10.6
(6) 駐車場事業	29,908	0.0	29,316	0.0	592	2.0
3 水道事業会計	6,102,126	2.8	6,080,359	3.0	21,767	0.4
4 下水道事業会計	10,084,222	4.6	9,239,139	4.6	845,083	9.1
5 病院事業会計	4,631,298	2.1	4,550,513	2.3	80,785	1.8
6 介護老人保健施設事業会計	483,218	0.2	427,818	0.2	55,400	12.9
7 モーターボート競走事業会計	87,183,372	39.6	75,785,498	37.8	11,397,874	15.0
合 計	220,429,144	100.0	200,494,028	100.0	19,935,116	9.9

(注) 構成比は四捨五入によっているので、端数において計は合致しないものがある。

財政課資料

(2) 一般会計歳入予算額

(単位:千円)

区 分		令和7年度		令和6年度		前年度比較	
		当初予算額 (A)	構成比 %	当初予算額 (A)	構成比 %	増 減 額 (A) - (B)	増減率 %
1 市税		27,954,072	34.7	27,254,667	37.5	699,405	2.6
2 地方譲与税		731,234	0.9	710,304	1.0	20,930	2.9
3 利子割交付金		36,500	0.0	25,000	0.0	11,500	46.0
4 配当割交付金		187,000	0.2	157,000	0.2	30,000	19.1
5 株式等譲渡所得割交付金		178,000	0.2	110,000	0.2	68,000	61.8
6 法人事業税交付金		406,000	0.5	371,000	0.5	35,000	9.4
7 地方消費税交付金		3,670,000	4.6	3,500,000	4.8	170,000	4.9
8 ゴルフ場利用税交付金		51,000	0.1	51,000	0.1	0	0.0
9 環境性能割交付金		87,000	0.1	77,000	0.1	10,000	13.0
10 地方特例交付金		125,000	0.2	729,000	1.0	△ 604,000	△ 82.9
11 地方交付税		8,470,000	10.5	7,500,000	10.3	970,000	12.9
12 交通安全対策特別交付金		18,000	0.0	20,000	0.0	△ 2,000	△ 10.0
13 分担金及び負担金		214,513	0.3	264,629	0.4	△ 50,116	△ 18.9
14 使用料及び手数料		974,955	1.2	1,019,175	1.4	△ 44,220	△ 4.3
15 国庫支出金		12,784,028	15.9	10,767,088	14.8	2,016,940	18.7
16 県支出金		5,200,929	6.5	4,656,375	6.4	544,554	11.7
17 財産収入		254,045	0.3	293,422	0.4	△ 39,377	△ 13.4
18 寄附金		145,200	0.2	213,480	0.3	△ 68,280	△ 32.0
19 繰入金		7,531,507	9.3	6,353,776	8.7	1,177,731	18.5
20 繰越金		400,000	0.5	400,000	0.6	0	0.0
21 諸収入		3,198,117	4.0	2,880,784	4.0	317,333	11.0
22 市債		7,975,900	9.9	5,306,300	7.3	2,669,600	50.3
内 訳	その他	7,975,900	9.9	5,084,300	7.0	2,891,600	56.9
	臨時財政対策債	0	0.0	222,000	0.3	△ 222,000	皆減
合 計		80,593,000	100.0	72,660,000	100.0	7,933,000	10.9

(注) 構成比は四捨五入によっているので、端数において計は合致しないものがある。

財政課資料

(3) 一般会計目的別歳出予算額

(単位:千円)

区 分		令和7年度		令和6年度		前年度比較	
		当初予算額 (A)	構成比 %	当初予算額 (B)	構成比 %	増 減 額 (A) - (B)	増減率 %
1 議会費		396,431	0.5	387,360	0.5	9,071	2.3
2 総務費		9,506,842	11.8	8,926,811	12.3	580,031	6.5
3 民生費		27,403,288	34.0	25,116,805	34.6	2,286,483	9.1
4 衛生費		8,372,733	10.4	8,156,960	11.2	215,773	2.6
5 労働費		67,525	0.1	64,433	0.1	3,092	4.8
6 農林水産業費		1,630,472	2.0	1,630,881	2.2	△ 409	0.0
7 商工費		2,679,435	3.3	2,816,280	3.9	△ 136,845	△ 4.9
8 土木費		7,594,718	9.4	5,693,441	7.8	1,901,277	33.4
9 消防費		4,153,824	5.2	3,260,182	4.5	893,642	27.4
10 教育費		10,025,051	12.4	8,070,795	11.1	1,954,256	24.2
11 災害復旧費		212,844	0.3	177,987	0.2	34,857	19.6
12 公債費		8,449,837	10.5	8,258,065	11.4	191,772	2.3
13 予備費		100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合 計		80,593,000	100.0	72,660,000	100.0	7,933,000	10.9

(注) 構成比は四捨五入によっているので、端数において計は合致しないものがある。

財政課資料

(4) 一般会計性質別歳出予算額

(単位:千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		前年度比較	
	当初予算額 (A)	構成比 %	当初予算額 (B)	構成比 %	増 減 額 (A) - (B)	増減率 %
1 人件費	12,773,934	15.8	11,857,481	16.3	916,453	7.7
うち職員給	9,922,487	12.3	9,070,520	12.5	851,967	9.4
2 物件費	12,554,659	15.6	11,768,664	16.2	785,995	6.7
3 維持補修費	679,031	0.8	709,760	1.0	△ 30,729	△ 4.3
4 扶助費	15,186,150	18.8	13,373,835	18.4	1,812,315	13.6
5 補助費等	8,289,144	10.3	8,511,519	11.7	△ 222,375	△ 2.6
6 建設事業費	14,123,286	17.5	9,696,738	13.3	4,426,548	45.6
(1) 普通建設事業費	13,910,778	17.3	9,518,751	13.1	4,392,027	46.1
ア 補助事業費	6,853,781	8.5	4,392,996	6.0	2,460,785	56.0
イ 単独事業費	6,544,458	8.1	4,588,470	6.3	1,955,988	42.6
ウ 県営事業負担金	512,539	0.6	537,285	0.7	△ 24,746	△ 4.6
(2) 災害復旧事業費	212,508	0.3	177,987	0.2	34,521	19.4
ア 補助事業費	144,933	0.2	119,500	0.2	25,433	21.3
イ 単独事業費	67,575	0.1	58,487	0.1	9,088	15.5
7 公債費	8,449,837	10.5	8,258,065	11.4	191,772	2.3
8 積立金	922,617	1.1	676,411	0.9	246,206	36.4
9 投資及び出資金	738,811	0.9	747,875	1.0	△ 9,064	△ 1.2
10 貸付金	836,317	1.0	980,848	1.3	△ 144,531	△ 14.7
11 繰出金	5,939,214	7.4	5,978,804	8.2	△ 39,590	△ 0.7
12 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合 計	80,593,000	100.0	72,660,000	100.0	7,933,000	10.9

(注) 構成比は四捨五入によっているので、端数において計は合致しないものがある。 財政課資料

発行 周南市議会事務局

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

T E L 0834-22-8502（庶務調査担当）

0834-22-8503（議事担当）

F A X 0834-22-8506

E-mail : gikai@city.shunan.lg.jp